

○動物実験委員会規程

(2007年4月25日制定)

(目的)

第1条 名古屋学院大学研究倫理規準の趣旨に則り、また、名古屋学院大学動物実験規程第4条第2項に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、学長の諮問を受け、次に掲げる事項を審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等並びに名古屋学院大学動物実験規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部の機関等による検証の実施に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は学長により任命された次の委員で構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 1名以上
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 1名以上
- (3) その他学識経験を有する者 若干名

(任期)

第4条 学長は、第3条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条(1)、(2)の委員の中から学長が任命する。

(議事)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長が務める。

2 委員会は委員の1/2以上の出席がなければ議決することはできない。

3 議事は出席委員の1/2以上の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決する。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴取することができる。

5 委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には参画できない。

(審査の結果)

第 7 条 委員長は、審議終了後速やかにその結果に基づき通知書に意見を付して学長に提出し、申請者に通知するとともに、研究倫理委員会へ報告する。

2 委員長は、研究倫理委員会の請求があった場合には審査状況の報告を行わなければならない。

3 研究者および研究対象者等は、決定内容に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

(記録の保存)

第 8 条 委員会において審議された内容は議事録として記録し、保存しなければならない。

2 委員会の議事録には次の事項を含む。

(1) 委員会の開催日時及び場所

(2) 委員会に参加した委員の氏名

(3) 委員会での審議内容(委員会からの質問内容、及びそれに対する実験責任者からの回答等)及び審議の結果

(所管)

第 9 条 この規程の所管は、総合研究所事務室とする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の議を経て学長が決定する。

附則 1 この規程は、2007 年 4 月 1 日から遡及施行する。

附則 2 この規程は、2010 年 2 月 24 日改正、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附則 3 この規程は、2013 年 11 月 27 日改正、2014 年 4 月 1 日から施行する。

附則 4 この規程は、2018 年 12 月 19 日改正、2018 年 12 月 19 日から施行する。

附則 5 この規程は、2019 年 2 月 20 日改正、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附則 6 この規程は、2021 年 2 月 24 日改正、2021 年 2 月 24 日から施行する。

附則 7 この規程は、2022 年 2 月 16 日改正、2022 年 2 月 16 日から施行し、2021 年 4 月 1 日から適用する。